

ケアハウス 旭ヶ丘園 利用料規程

入居費用

① ケアハウスの支払い月額が入居者の所得に応じて異なります。

(基本料金は下記の生活費・サービスの提供に要する費用・居住に要する費用の合計額で約 8 万円～14 万円程度)

令和 5 年 7 月 1 日現在

階層区分		利用料 (月額)			
		生活費	サービスの提供に要する費用	管理費	計
1	1,500,000 円以下	46,940	10,000	28,500	85,440
2	1,500,000～1,600,000	46,940	13,000	28,500	88,440
3	1,600,001～1,700,000	46,940	16,000	28,500	91,440
4	1,700,001～1,800,000	46,940	19,000	28,500	94,440
5	1,800,001～1,900,000	46,940	22,000	28,500	97,440
6	1,900,001～2,000,000	46,940	25,000	28,500	100,440
7	2,000,001～2,100,000	46,940	30,000	28,500	105,440
8	2,100,001～2,200,000	46,940	35,000	28,500	110,440
9	2,200,001～2,300,000	46,940	40,000	28,500	115,440
10	2,300,001～2,400,000	46,940	45,000	28,500	120,440
11	2,400,001～2,500,000	46,940	50,000	28,500	125,440
12	2,500,001～2,600,000	46,940	57,000	28,500	132,440
13	2,600,001 円以上	46,940	61,900	28,500	137,340

※ 水道料・電気料は別途負担

② 入居時の敷金は、退去時に契約書に基づき返金

【1人居室】 30 万円

【2人居室】 50 万円

- ・ご自分の居室の電気料・水道使用料他、個人で使用される消耗品等は、個人の負担となります。
- ・この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く）から、租税・社会保険料・医療費などの必要経費を控除した後の収入をいいます。
- ・夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の 2 分の 1 をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が 150 万以下に該当する場合のみ、上記表の額から 30%減額した額を本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（月額）とします。
- ・11 月から 3 月までは、冬季加算（暖房費）として 2,120 円徴収致します。